



平成 25 年 5 月 15 日

各位

会社名 ユニパルス株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 吉本 喬美
(コード番号 6842 東証第二部)
問合せ先 取締役管理本部長 齋藤 洋
(TEL 03-3639-6120)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議
並びに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 4 月 19 日付当社公表資料「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「平成 25 年 4 月 19 日付当社公表資料」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、本日、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、全部取得条項付普通株式（下記 I.「当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容」の②において定義いたします。以下同じです。）の取得に係る各議案について、当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたのでお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から平成 25 年 6 月 17 日まで整理銘柄に指定された後、平成 25 年 6 月 18 日をもって上場廃止となる予定です（なお、当社普通株式の売買最終日は平成 25 年 6 月 17 日です。）。上場廃止後は、当社普通株式を東証市場第二部において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、全部取得条項付普通株式の取得について、平成 25 年 6 月 20 日を基準日と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主の皆様をもって、平成 25 年 6 月 21 日を取得日として、その保有する全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき、当社 A 種種類株式を 401,775 分の 1 株の割合をもって交付する株主として定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、平成 25 年 4 月 19 日付当社公表資料にてお知らせいたしましたとおり、以下の①から③までの手続による当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部取得（以下「本定款変更等」といいます。）について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ①当社の定款の一部を変更し、定款変更案第 6 条の 2 に定める内容の A 種種類株式（以下「A 種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じ。）といたします。
- ②上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付す旨の定めを新設いたします。（なお、全部取得条項が付された後の普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）
- ③会社法第 171 条並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社は、株主（但し、当社を除きます。以下同じ。）の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、当社は、株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式を 401,775 分の 1 株の割合をもって交付いたします。なお、この際、当社の親会社である株式会社 TY ホールディングス（以下「TY ホールディングス」といいます。）及び当社の代表取締役である吉本喬美以外の株主の皆様に対して交付される A 種種類株式の数は、いずれも 1 株未満の端数となる予定です。

II. 各議案に係る承認決議

1. 当社定款の一部変更（本定款変更等のうち①及び②）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本定款変更等のうち①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第 1 号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。また、本定款変更等のうち②は本臨時株主総会における第 2 号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。本臨時株主総会第 1 号議案に係る定款変更の内容は、平成 25 年 4 月 19 日付当社公表資料の I.1.「種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更(1)）」に記載のとおりであり、また本臨時株主総会第 2 号議案及び本種類株主総会における議案に係る定款変更の内容は、同公表資料の I.2.「全部取得条項に係る定款一部変更の件（定款一部変更(2)）」に記載のとおりです。

(2) 定款変更の効力発生

本定款変更等のうち①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生しております。また、本定款変更等のうち②の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成 25 年 6 月 21 日に発生いたします。

2. 全部取得条項付普通株式の取得（本定款変更等のうち③）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得（本定款変更等のうち③）は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第 3 号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案の内容は、平成 25 年 4 月 19 日付当社公表資料のⅡ.「全部取得条項付普通株式の取得の件」にてお知らせいたしましたとおり、会社法第 171 条並びに本定款変更等のうち①及び②による変更後の当社の定款に基づき、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、下記(2)において定める取得日において、基準日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 401,775 分の 1 株の割合をもって交付するものであります。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生

全部取得条項付普通株式の取得（本定款変更等のうち③）の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、本定款変更等のうち②の効力発生を条件として、平成 25 年 6 月 21 日（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、取得日に全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、取得対価として、全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 401,775 分の 1 株の割合をもって交付するものといたします。このように交付される A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となる株主の皆様に対しましては、会社法第 234 条の定めに従って以下のとおり 1 株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、全部取得条項付普通株式の取得が承認された場合に、全部取得条項付普通株式の株主の皆様へ交付することとなる 1 株未満の端数の合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の A 種種類株式について、会社法第 234 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で当社が買い取る事又は TY ホールディングスに売却することを

予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）において各株主の皆様が保有する当社普通株式の数に金 950 円（TY ホールディングスが当社普通株式に対し公開買付を行った際における当社普通株式 1 株あたりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に対して交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

Ⅲ. 全部取得条項付普通株式の取得等に関する日程の概要（予定）

1)	本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日	平成 25 年 5 月 15 日（水）
2)	種類株式発行に係る定款一部変更（定款一部変更(1)）の効力発生日	平成 25 年 5 月 15 日（水）
3)	当社普通株式の整理銘柄への指定	平成 25 年 5 月 15 日（水）
4)	全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成 25 年 5 月 15 日（水）
5)	当社普通株式の売買最終日	平成 25 年 6 月 17 日（月）
6)	当社普通株式の上場廃止日	平成 25 年 6 月 18 日（火）
7)	全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成 25 年 6 月 20 日（木）
8)	全部取得条項に係る定款一部変更（定款一部変更(2)）の効力発生日	平成 25 年 6 月 21 日（金）
9)	全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成 25 年 6 月 21 日（金）

以上